

白井市産業振興ネットワーク規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白井市産業振興条例（平成25年白井市条例第8号。以下「条例」という。）第8条第7項の規定により、白井市産業振興ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 ネットワークに、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、ネットワークを代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 ネットワークの会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 ネットワークの庶務は、市民経済部商工振興課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。